

米国に対する国際調査団報告の概要

1. 国際調査団のメンバー

スイス、米国、英国及びニュージーランドの専門家（計5名）で構成。

2. 調査期間

平成16年1月22日～24日

3. 調査目的

米国でのBSE発生後の米国政府による疫学調査及びBSE対策について評価し、勧告すること。

4. 勧告の概要

(1) BSE発生後の疫学調査

- ① 個体識別制度がない中で、調査の継続は困難であり、中止すべき。
- ② むしろ、北米全体にBSE汚染が広がっているとの前提で、BSE対策を強化すべき。

(2) 特定危険部位（SRM）の除去

- ① 12ヶ月齢超の牛のSRM（脳、脊髄、頭蓋、脊柱及び腸）を完全に食料・飼料から排除すべき。（BSEの浸潤状況が解明されるまでは、30ヶ月齢超のSRMの排除でもやむなし。）
- ② 機械的回収肉（MRM）及び先進的機械回収（AMR）の禁止も考慮すべき。

(3) サーベイランスについて

- ① 30ヶ月齢超の全てのリスク牛（BSE様症状牛、死亡牛、切迫と殺牛）を検査すべき。
- ② 全頭検査は必要ないが、30ヶ月齢超の健康牛もサンプル検査すべき。

(4) BSE診断について

- ① 迅速検査法をスクリーニング検査用に採用すべき。
- ② スクリーニング検査の実施可能な検査施設をいくつか設置すべき。
- ③ 新たなBSE診断法の評価に参加すべき。

(5) 飼料規制について

- ① 全てのSRMは、飼料の原料から排除すべき。
- ② 現在の部分的なフィード・バン（反すう動物由来蛋白の反すう動物への給与禁止）では交差汚染を防止できないので、全てのほ乳動物及び家禽の肉骨粉の反すう動物への給与を禁止すべき。
- ③ 交差汚染を防止するため、飼料の検査も実施すべき。

(6) その他

BSE対策が適切に実施されるよう、関係者の教育及び中央政府による監視を強化すべき。

BSEに関する日米会合概要について

1 日 時 平成15年12月29日(月) 14:00~17:30

2 場 所 外務省飯倉別館・小会議室

3 出席者

(1) 米国側

- ・デービッド・ヘグウッド 農務長官特別顧問
- ・チャールズ・ランバート 農務省マーケティング担当次官補 他

(2) 日本側

- ・梅 津 準 士 食品安全委員会事務局長
- ・中 川 坦 農林水産省消費・安全局長
- ・遠 藤 明 厚生労働省食品安全部長
- ・佐々江 賢一郎 外務省経済局長 他

4 概 要

- (1) 米国側から、米国におけるBSE発生をめぐる事実関係について、これまでの米国農務省(USDA)による公表に沿った説明があった。
- (2) 我が国から、今回のBSE感染牛の由来等について更に詳しい情報及び米国におけるBSE対策の現状について説明を求めた。
- (3) 米国側から、米国政府は今回のBSE発生を受けBSE対策の見直しを検討しており、近く公表予定であるとの説明を受けた。
- (4) 米国側から、近い将来牛肉の通常の貿易を再開するための条件について話し合う必要があるとの発言があったが、我が国からは、米国におけるBSE発生状況等について十分な情報を求めているところであり、現時点では再開条件を議論するのは時期尚早であるとの考えを示し、具体的な議論は行われなかった。
- (5) 我が国から、米国の現状を確認するため調査団を1月5日の週にも派遣したいと要請したのに対し、米国から受け入れ可能との回答があった。

BSEに関する日米会合の概要

1. 日 時：平成16年1月23日（金）13：00～17：40

2. 場 所：農林水産省第2特別会議室

3. 出席者

（1）米国側：農務省：ペン農務次官

ヘグウッド農務長官特別顧問

ランバート マーケティング・規制担当副次官

ピアソン食品安全担当副次官

：保健・福祉省食品医薬品局：クロフォード副局長 他

（2）日本側：農林水産省：中川消費・安全局長

厚生労働省：遠藤食品安全部長

内閣府食品安全委員会事務局：梅津事務局長

外務省：三輪経済局審議官 他

4. 概 要

（1）現地調査団の調査結果等について

① 日本側から、米国及びカナダに派遣した現地調査団の調査結果について説明し、
ア 感染牛のカナダにおける同居牛が米国に輸出されていたことや、カナダで感染牛に給与されていた肉骨粉が米国に輸出された可能性が高いこと、
イ 米国とカナダの牛肉関連産業は高度に統合されていること、
ウ 米国の肉骨粉等の牛への給与禁止措置は、実効性が十分でなく、交差汚染等の可能性を否定できないこと
等から今後米国で BSE 感染牛が発生しない保証はないことを指摘した上で、今後さらに米国で感染牛が発見されても問題が生じないよう、今後の対応を考えていく必要があることを指摘した。

② これに対し、米国側から、米国のサーベイランスは OIE 基準に沿って行っていること、肉骨粉等の給与禁止措置は高い遵守率で実施されていること等について説明があり、これについて質疑応答を行った。

③ 質疑応答の中で、日本は、免疫組織化学的検査又はウエスタンブロット法のいずれかが陽性である場合には BSE と診断しているのに対し、米国は免疫組織化学的検査にのみ基づいて BSE の診断を行っていることについても意見交換が行われた。

(2) 米国の追加的 BSE 対策について

- ① 米国側から、追加的な BSE 措置 (※) について説明があった。

(※) 追加的な BSE 措置

- ① 歩行困難な牛のと畜場への搬入を禁止
- ② BSE 検査中の牛肉について BSE 陰性が確認されるまで流通停止
- ③ 30 ヶ月齢以上の牛について特定危険部位の除去を義務付け 等

- ② これに対し、これらの措置の具体的内容、時期等について質疑応答を行った。

(3) 今後の協議の進め方について

本件について引き続き協議をしていくことで合意し、次回の期日については、後日調整することとなった。

Q1 牛の病気であるBSEとヒトの病気であるvCJDとの関連について、教えてください。

BSEとvCJDは、いずれも異常プリオンたん白質が原因とされる脳がスポンジ状になる伝達性海綿状脳症(TSE)の一つであり、1996年3月、英国においてこれらの関連の可能性が発表されました。現在でも、直接的な科学的根拠は確認されていないものの、vCJDの発症の原因はBSEの異常プリオンたん白質の摂取と関連すると考えることが最も妥当とされています。英国等では、食肉加工の段階で機械を用いて回収された肉(機械回収肉(MRM))に異常プリオンたん白質が存在しうるせき髄等が混入することも、vCJDの発生要因であるとの報告が出されています。

実際に、英国におけるBSE発生件数は183,616頭(2004年1月時点)、vCJD患者数は146人(2004年2月2日時点)であり、世界全体におけるvCJD患者(156人)のほとんどが英国に集中しています。なお、日本におけるBSE発生件数は9頭、vCJD患者は一人も報告されていません(2004年1月時点)。

世界のBSE発生頭数及びvCJD症例数 (BSE:頭、vCJD:人)

BSE発生順	国名	BSE	vCJD
①	英国	183,616	146
②	アイルランド	1,353	1 ^{*2}
③	フランス	891	6 ^{*1}
④	ポルトガル	858	—
⑤	スイス	453	—
⑥	スペイン	393	—
⑦	ドイツ	298	—
⑧	ベルギー	120	—
⑨	イタリア	117	1
⑩	オランダ	71	—
⑪	デンマーク	13	—
⑫	スロバキア	12	—
⑬	ポーランド	11	—
⑭	日本	9	—
⑮	チェコ	8	—
⑯	スロベニア	3	—
⑰	カナダ	2	1 ^{*2}
⑰	ルクセンブルク	2	—
⑰	リヒテンシュタイン	2	—
⑳	オーストリア	1	—
㉑	ギリシャ	1	—
㉑	フィンランド	1	—
㉑	イスラエル	1	—
㉑	アメリカ	1	1 ^{*2}

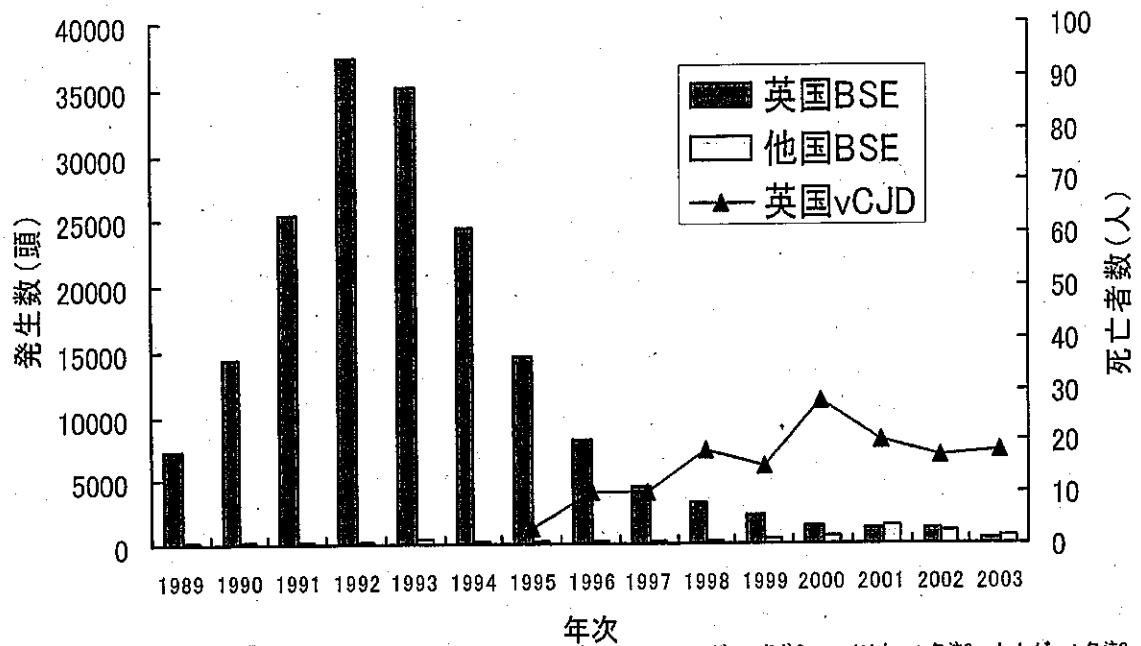
出典) BSE発生数については、OIE(国際獣疫事務局)等(2004年2月10日時点;英国のデータは2004年1月16日時点)

vCJD症例数については、Department of Health(英国保健省)等(2004年2月2日時点)

なお、表中の“—”は、vCJDの報告がないことを示す。

*1 英国滞在歴のある患者を含む。 *2 英国滞在歴のある患者。

牛海綿状脳症 (BSE) 発生頭数と変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) による死亡者数の推移



* 英国以外のvCJD症例数 フランス、6名^{注1}；イタリア、1名；アイルランド、1名^{注2}；アメリカ、1名^{注2}；カナダ、1名^{注2}
 注1) 英国滞在歴のある患者を含む。 注2) 英国滞在歴のある患者
 * vCJD患者のうち、2004年2月2日現在、7人が生存。

Q2 牛肉は食べても安全というのはいくどのような理由からですか。

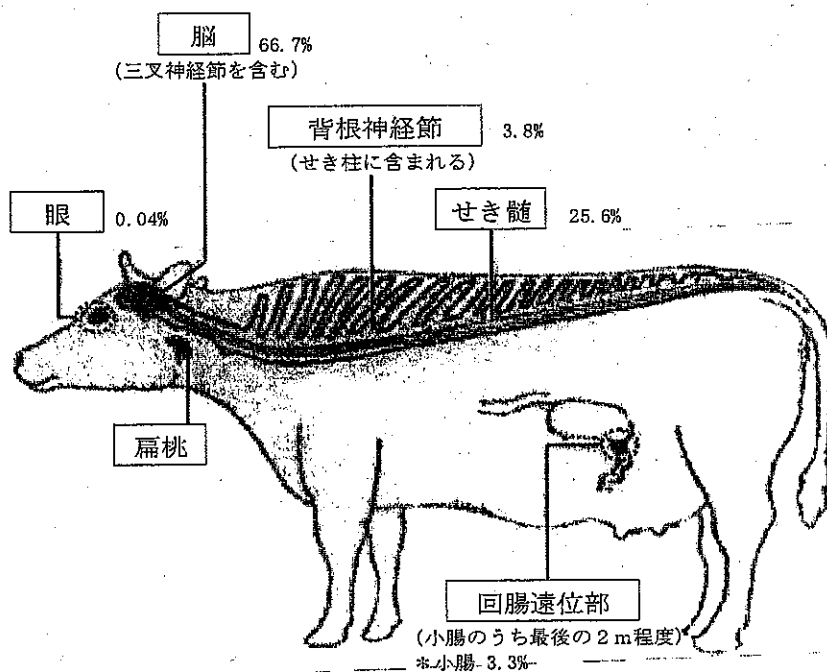
BSE は異常プリオンたん白質が増加し、主に脳に蓄積することにより、脳の組織がスポンジ状になる病気です。BSE 感染牛におけるこの異常プリオンたん白質の体内分布をその量によって比較すると、下図のようになっています^{※1,2}。

日本においては、この異常プリオンたん白質が分布する組織を特定部位〔脳、眼を含む牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び回腸遠位部〕はBSE感染のいかんを問わず全ての月齢の牛を対象として除去・焼却しています。また、全ての牛のせき柱についても、除去し、食品や飼料・肥料の原料に用いることができません。

牛肉については、英国で BSE 感染牛の筋肉をマウスの脳内へ接種した実験でも感染性は認められておらず、安全とされています。

BSE 感染牛の異常プリオンたん白質の体内分布

(図示部位中の異常プリオンたん白質の分布割合の合計：99.44%)



出典) 欧州委員会科学運営委員会 (1999 年 12 月)「食物を介した BSE のヒトへの曝露リスクに関する科学運営委員会の意見」

※1 羊のスクレイピーの実験に基づいて、脾臓(0.3%)に低レベルの感染性があると推測されています。なお、経口で BSE 感染した牛の場合、脾臓に感染性はみつかりません。

※2 扁桃については、BSE 感染牛の扁桃を牛の脳に接種した実験で、わずかな感染性が確認されています。

Q3 日本のBSE対策について、教えてください。

日本では国産牛について、上記のように異常プリオンたん白質が分布する特定危険部位を全ての月齢の牛を対象として除去するとともに、と畜場で全ての月齢の牛を対象とした検査を行っています。また、牛から作られた肉骨粉については、すべての動物への給与禁止措置をとっています。

また、輸入については、BSE発生国（Q1の表参照）からの牛肉等の輸入禁止措置をとっています。

牛海綿状脳症（BSE）対策の比較

		日本※1	EU	米国		カナダ
				これまで	今後※4	
特定危険部位として除去しているもの		・全ての牛の頭部（頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃を含む。） せき髄 せき柱（背根神経節を含む。） 腸のうち回腸遠位部	・12ヶ月齢以上の牛の頭部（頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃を含む。） せき髄 せき柱（背根神経節を含む。） ・全ての牛の腸全体	除去していない	・30ヶ月齢以上の牛の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、せき髄、せき柱、背根神経節 ・全ての牛の腸全体及び扁桃	・30ヶ月齢以上の牛の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、せき髄、背根神経節 ・全ての牛の腸全体
検査	と畜場	月齢にかかわらず全ての牛	30ヶ月齢以上の全ての牛※2 （仏、独、西は24ヶ月齢以上）	一部を抽出検査（2003年で高リスク牛を約2万頭検査）	同左 （検査頭数を2倍にする予定）	症状牛を抽出検査
	死亡牛	24ヶ月齢以上の牛※2	24ヶ月齢以上の全ての牛			30ヶ月齢以上の死亡牛の一部

※1 日本はBSE発生国からの牛肉等の輸入は禁止している。

※2 平成15年4月より開始し、平成16年4月1日より完全実施（24ヶ月齢以上の全ての牛で実施）。なお、検査結果のいかんを問わず、死亡牛についてはすべて食用に供していない。

※3 英国は30ヶ月齢以上の牛を食用に供していない。

※4 米国における今後の対策は、平成16年1月8日USDA（米国農務省）発表などによる。